

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月13日

【会社名】 株式会社ジェネレーションパス

【英訳名】 GENERATION PASS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡本 洋明

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿六丁目12番1号

【電話番号】 03-3343-3544

【事務連絡者氏名】 取締役 鈴木 智也

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿六丁目12番1号

【電話番号】 03-3343-3544

【事務連絡者氏名】 取締役 鈴木 智也

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 2,000円  
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額  
115,202,000円

（注）1．本募集は、平成30年3月13日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。

2．申込数が募集の上限数に達しなかったこと等により割り当てられる新株予約権の数が減少した場合には、募集金額は減少いたします。

3．新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少いたします。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権）】

##### (1) 【募集の条件】

発行数	2,000個（新株予約権1個につき100株） （注）上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数が募集の上限数に達しなかったこと等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	2,000円 （注）上記発行価額の総額は上限の発行価額の総額を示したものであります。
発行価格	新株予約権1個につき1円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月29日～3月30日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ジェネレーションパス 管理本部
払込期日	平成30年3月30日
割当日	平成30年3月30日
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 新都心営業部

- (注) 1. 第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という）は、平成30年3月13日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込書を提出するものとします。
3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与を目的として行うものであり、当社グループの役員及び当社子会社予定の取締役に対して行うものであります。
4. 本新株予約権と引換えに払い込む金銭は、本新株予約権1個当たり1円とします。なお、当該金銭は、第三者評価機関である株式会社Stewart McLaren（代表取締役：小幡治、住所：東京都港区東麻布一丁目15番6号）が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算法によって算出した結果と同額で決定したものであります。
5. 本募集の対象となる人数及び内訳は、以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

割当対象者	人数（名）	割当新株予約権数（個）
当社取締役	4	1,064
当社監査役	3	40
当社従業員	62	582
当社子会社取締役	4	222
当社子会社従業員	14	42
当社子会社予定の取締役	1	50
合計	88	2,000

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	200,000株 (新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という)は100株とします。) ただし、付与株式数は(注)1.の定めにより調整されることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	1. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その本新株予約権1個当たりの価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。 2. 行使価額 1株当たり 576円 また、(注)2.の定めにより調整されることがあります。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金115,202,000円 (注) 上記株式の発行価額の総額は上限の発行価額の総額を示したものであり、申込数が募集の上限数に達しなかったこと等により割り当てる新株予約権の数が減少した場合には、株式の発行価額の総額は減少いたします。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少いたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額を加えた額を、付与株式数で除した額とします。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。
新株予約権の行使期間	平成33年2月1日から平成35年1月31日までとする。 (注) 行使期間の最終日が当社の株主名簿管理人(会社法第123条に定める株主名簿管理人をいい、以下同様とする。)の営業日でない場合は、その前営業日を最終日とします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	受付場所 株式会社ジェネレーションパス 管理本部 取次場所 該当事項はありません。 払込取扱場所 株式会社りそな銀行 新都心営業部

新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権者は、平成31年10月期から平成32年10月期までの各事業年度における、監査済みの当社連結損益計算書の経常利益金額に非支配株主損益を加減した額の合計額が500百万円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。</p> <p>4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。</p> <p>5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。</p> <p>(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。</p> <p>1. 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。</p> <p>2. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とします。</p> <p>3. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定します。</p> <p>4. 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記新株予約権の行使時の払込金額で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「3. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。</p> <p>5. 交付する新株予約権の行使期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の末日までとします。</p>

6. 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の定めるところと同様とします。
7. 交付する新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」の定めるところと同様とします。
8. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
9. 交付する新株予約権の取得  
上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の定めるところと同様とします。
10. その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整することができます。

2. 行使価額の調整

割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整します。

当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。))に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる本新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができます。

3. 新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しないものとします。

4. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

5．新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権行使の効力は、本新株予約権行使請求に要する書類が行使請求の受付場所に到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の金額が行使請求の払込取扱場所に払い込まれたときに生じるものとし、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式は、当該本新株予約権を行使する者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した当該新株予約権者名義の口座に記録されることにより交付されます。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円) (注)1.	発行諸費用の概算額(円) (注)2.	差引手取概算額(円)
115,202,000円	2,000,000円	113,202,000円

(注)1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額2,000円に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額115,200,000円を合算したものであります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少します。

### (2) 【手取金の使途】

今回の募集は、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めるためにストックオプションの付与を目的として、当社グループの役職員及び当社子会社予定の取締役に対し実施されるものであり、資金調達を主たる目的としておりません。

また、本新株予約権の行使による資金の払込は、本新株予約権の割当を受けた者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、行使による手取金は、運転資金に充当する予定ですが、具体的な使途及び金額については、払込のなされた時点の資金繰り状況に応じて決定いたします。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。



### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### 1. 割当予定先

##### (1) 当社取締役、監査役及び従業員

##### a. 割当予定先の概要

氏名	当社取締役4名(注) 当社監査役3名(注) 当社従業員62名(注)
住所	(注)
職業の内容	当社取締役、監査役及び従業員であります。

##### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社取締役、4名のうち4名は、合計で当社普通株式3,320,000株を保有しております。 当社従業員、62名のうち13名は、合計で当社普通株式95,800株を保有しております。
人事関係	当社の取締役、監査役または従業員です。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

##### (2) 当社子会社取締役及び従業員

##### a. 割当予定先の概要

氏名	当社子会社取締役4名(注) 当社子会社従業員14名(注)
住所	(注)
職業の内容	当社子会社取締役及び従業員であります。

##### b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社子会社取締役4名のうち1名は、合計で当社普通株式9,500株を保有しております。
人事関係	当社子会社の取締役または従業員です。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

## (3) 外部協力者（当社子会社予定の取締役）

## a. 割当予定先の概要

氏名	王晓東
住所	中国 青島
職業の内容	会社役員

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社子会社となる予定の青島新綻紡貿易有限公司の取締役です。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 本新株予約権は、当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社グループの結束力をさらに高め当社取締役、監査役、従業員並びに当社子会社取締役、従業員の一層の意欲及び士気を向上させることを目的として、有償にて発行する新株予約権であるため、上記「1. 割当予定先 (1) 当社取締役、監査役及び従業員」及び「(2) 当社子会社取締役及び従業員」につきましては、個別の氏名及び住所の記載は、省略させていただいております。

## 2. 割当予定先の選定理由

本新株予約権は、当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の結束力をさらに高め当社取締役、監査役、従業員並びに当社子会社の取締役、従業員及び当社子会社予定の取締役の一層の意欲及び士気を向上させることを目的としております。当社子会社予定の取締役は中国における会社経営の経験と豊富な人脈を持ち、当社の子会社となった場合当社グループの業績向上に貢献することが期待されたため、割当予定先として選定しました。

## 3. 割り当てようとする株式の数

1. 当社取締役	4名	106,400株
2. 当社監査役	3名	4,000株
3. 当社従業員	62名	58,200株
4. 当社子会社取締役	4名	22,200株
5. 当社子会社従業員	14名	4,200株
6. 当社子会社予定の取締役	1名	5,000株

## 4. 株券等の保有方針

当社と割当予定先との間において、継続保有の取り決めはございません。なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要となっております。

## 5. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の本新株予約権の発行に係る払込に要する資金保有に関し、各割当予定先と払込みに支障がない旨を口頭により確認しております。新株予約権の払込金額は各割当予定先とも数万円以内と少額であることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

## 6. 割当予定先の実態

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係、取引、交渉をせず、また、利用しないことを基本方針としております。反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。そのような中、当然の事ではありますが、当社取締役、当社監査役および当社従業員並びに当社子会社取締役及び従業員は、反社会的勢力と一切の関係はございません。

また、当社は割当予定先である当社子会社予定の取締役に対し、日経テレコンを利用し過去の新聞記事の検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより反社会的勢力等との関わりを調査しました。その結果、割当予定先である社外協力者に反社会的勢力等との関わりを疑われる結果はありませんでした。

## 2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権と引換えに払い込む金銭は、本新株予約権1個当たり1円とします。なお、当該金銭は、第三者評価機関である株式会社Stewart McLaren（代表取締役：小幡治、住所：東京都港区東麻布一丁目15番6号）が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法によって算出しております。

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額に決定いたしました。また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成30年3月13日の金融商品取引所における当社の普通取引の終値576円といたしました。さらに、当社監査役全員から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当せず、適法である旨の見解を得ております。

### (2) 割当数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は200,000株であり、平成29年10月31日現在の当社発行済株式総数8,247,040株に対し2.43%（平成29年10月31日現在の当社議決権個数82,454個に対しては2.43%）の割合による希薄化が生じます。本新株予約権の発行は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社グループの役職員及び当社子会社予定の取締役の結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としており、これにより、当社グループの企業価値の向上が見込まれるものと考えております。当社の企業価値が向上することは、既存の株主の皆様への利益向上に資するものと考えており、本第三者割当による新株予約権の発行による潜在株式数の発生数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
岡本 洋明	東京都千代田区	2,139,200	25.94%	2,192,200	25.96%
CT Bright Holdings Limited	P.O.Box 957,Offshore Incorporations Centre,Road Town,Tortola,British Virgin Islands	1,400,000	16.98%	1,400,000	16.58%
久野 貴嗣	東京都江東区	713,600	8.65%	731,400	8.66%
Lucky Shore Investments Limited	P.O. Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	338,600	4.11%	338,600	4.01%
桐原 幸彦	東京都世田谷区	233,600	2.83%	251,400	2.98%
鈴木 智也	東京都新宿区	233,600	2.83%	251,400	2.98%
岡本 薫	千葉県浦安市	240,000	2.91%	240,000	2.84%
岡本 八洋	千葉県浦安市	240,000	2.91%	240,000	2.84%
岡本 あかね	千葉県浦安市	240,000	2.91%	240,000	2.84%
岡本 由美子	千葉県浦安市	204,000	2.47%	204,000	2.42%
計	-	5,982,600	72.56%	6,089,000	72.10%

(注) 1. 平成29年10月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権数を、平成29年10月31日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

#### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

### 第三部 【追完情報】

#### 1. 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第16期）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日（平成30年3月13日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成30年3月13日）現在において変更の必要はないものと判断しております。

#### 2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第16期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年3月13日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

（平成30年2月1日提出の臨時報告書）

##### 1 提出理由

当社は、平成30年1月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

##### 2 報告内容

###### (1) 株主総会が開催された年月日

平成30年1月30日

###### (2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役として、岡本洋明、久野貴嗣、桐原幸彦、鈴木智也を選任する。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役として、粕谷達也、次廣秀成、内山和久を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、中山隆一郎を選任する。

###### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成 (反対)割合 (%)	
第1号議案 取締役4名選任の件						
岡本 洋明	47,311	189	0	(注)	可決	98.08%
久野 貴嗣	47,311	189	0		可決	98.08%
桐原 幸彦	47,309	191	0		可決	98.07%
鈴木 智也	47,323	177	0		可決	98.10%
第2号議案 監査役3名選任の件						
粕谷 達也	47,350	150	0	(注)	可決	98.16%
次廣 秀成	47,350	150	0		可決	98.16%

内山 和久	47,350	150	0		可決	98.16%
第3号議案 補欠監査役1名選任の件						
中山 隆一郎	47,360	140	0	(注)	可決	98.18%

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

3. 自己株式の取得等の状況

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第16期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年3月13日)までの間において、以下の自己株券買付状況報告書を関東財務局に提出しております。

(平成30年2月13日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況

平成30年1月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(平成29年12月15日)での決議状況 (取得期間 平成30年1月1日~平成30年1月31日)	162,000		100,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	1月10日	5,000	2,785,000
計	5,000		2,785,000
報告月末現在の累計取得自己株式	57,300		33,035,400
自己株式取得の進捗状況(%)	35.37		33.04

(注) 取得期間及び取得自己株式は約定ベースで記載しております。

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

平成30年1月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	8,248,440
保有自己株式数	57,700

(注) 保有自己株式数には、単元未満株式の買取りによる株式数を含んでおります。

(平成30年3月5日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況

該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況



平成30年2月28日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(平成29年12月15日)での決議状況 (取得期間 平成29年12月18日～平成30年3月18日)	162,000		100,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	2月6日	10,000	5,105,000
	2月7日	20,000	10,950,000
	2月13日	400	216,400
	2月14日	5,000	2,705,000
	2月16日	2,100	1,143,900
	2月21日	5,800	3,233,000
	2月22日	100	56,200
	2月23日	3,500	1,980,200
	2月27日	10,000	5,870,000
	2月28日	10,000	5,899,800
計		66,900	37,159,500
報告月末現在の累計取得自己株式		124,200	70,194,900
自己株式取得の進捗状況(%)		76.67%	70.19%

(注) 取得期間及び取得自己株式は約定ベースで記載しております。

## 2 処理状況

該当事項はありません。

## 3 保有状況

平成30年2月28日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	8,248,440
保有自己株式数	124,600

(注) 保有自己株式数には、単元未満株式の買取りによる株式数を含んでおります。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日	平成30年1月30日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年1月30日

株式会社ジェネレーションパス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 轟 芳英

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 開内 啓行

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェネレーションパスの平成28年11月1日から平成29年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェネレーションパス及び連結子会社の平成29年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジェネレーションパスの平成29年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ジェネレーションパスが平成29年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年1月30日

株式会社ジェネレーションパス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 轟 芳英

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 開内 啓行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェネレーションパスの平成28年11月1日から平成29年10月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェネレーションパスの平成29年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。